

(新型コロナウイルス対策支援 特別募集第3回) 令和2年度福岡市NPO活動推進補助金募集要領

福岡市では、福岡市NPO活動支援基金に寄せられた市民・企業・団体の皆様からの寄付金を活用して、NPO活動への補助を行っています。

補助金交付を希望される団体は、福岡市補助金交付規則及び福岡市NPO活動推進補助金交付要綱を確認の上、以下の要領により応募してください。

1 補助の対象となる団体

次の(1)から(5)のすべての項目に該当する特定非営利活動法人とします。

- (1) 定款に定める事務所の所在地が福岡市内にあること。
- (2) 直近の事業年度における申請団体の総事業費に占める非営利活動に係る事業費の割合が、100分の50以上であること。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある団体でないこと。
- (4) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (5) NPO法第29条に規定する事業報告書等を都道府県又は指定都市の条例に基づき、毎事業年度、所轄庁に提出している団体であること。

2 補助の対象となる事業

次の(1)、(2)、(3)をすべて満たす事業が対象です。

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な困難に直面する人・団体を支援する緊急性の高い事業(例 自宅待機者の買い物支援、自殺予防等の相談支援等)
- (2) 地域社会の発展に資すると認められる活動であって、以下の1~20の補助対象事業のいずれかに該当する事業(宗教活動、政治活動または選挙活動を除く)。

【補助対象事業】

- | | |
|--------------------------|--|
| 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 | 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 2 社会教育の推進を図る活動 | 13 子どもの健全育成を図る活動 |
| 3 まちづくりの推進を図る活動 | 14 情報化社会の発展を図る活動 |
| 4 観光の振興を図る活動 | 15 科学技術の振興を図る活動 |
| 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | 16 経済活動の活性化を図る活動 |
| 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 7 環境の保全を図る活動 | 18 消費者の保護を図る活動 |
| 8 災害救援活動 | 19 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、又は援助の活動 |
| 9 地域安全活動 | 20 NPO法第2条別表の第1号から第19号までの各号に掲げる活動に準ずる活動として条例で定める活動 |
| 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 | |
| 11 国際協力の活動 | |

(3) 申請受付日(※1)から令和3年3月31日の間に実施する事業

募集開始時点で継続中の事業（令和2年度「通常募集(※2)」、「特別募集第1回2回(※3)」
交付決定事業を除く。）も含まれます。

補助対象期間は、申請受付日に遡って対象となりますが、採択されない場合がありますので、事業開始の際はご注意ください。

※1 平日17時以降及び土日の申請については、翌営業日の受付となります。

※2 「通常募集」とは、毎年実施する、福岡市NPO活動推進補助金事業のこと（交付決定日 令和2年7月22日）

※3 「特別募集」とは、新型コロナウイルス対策支援として募集した同補助金事業のこと

（交付決定日 第1回：令和2年5月22日、第2回：令和2年10月23日）

補助対象外事業について

市の他の補助金の交付を受けている事業、すでに終了した事業、市外で実施される事業は補助の対象となりません。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための市や国等の支援と重複する事業は、補助対象外になる場合があります。

詳細については、福岡市役所市民局市民公益活動推進課まで、お問い合わせください。

補助対象経費・対象外経費について

補助対象となる経費については、下表の「補助対象経費」をご確認ください。

支出済みの活動経費、法人運営上の経常的な経費等[※]は補助の対象となりません。

※ 補助の対象とならない法人運営上の経常的な経費等とは、経常費用の管理費にあたる人件費、事務所等の賃借料、コピー機のリース料、電話代、光熱水費、机、椅子、キャビネット、電話、パソコン等事務所用備品等の購入等です。

補助対象経費

経費区分	内容
賃金	臨時で雇用する従業員等に対して支払う賃金等
報償費	外部の専門家に対する謝金等
旅費	交通費等
印刷製本費	ポスター、パンフレット等の印刷製本に係る費用等
消耗品費	価格が概ね1万円以下のものの購入費等
役務費	通信運搬費（郵送費・宅配料）、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料等
委託料	デザイン料など、事業の一部を外部に委託する費用等
借損料	会場借上料、機器・設備類のリース料・レンタル料等

3 補助金の額 ・補助金の上限額は、補助対象経費の100%、1団体当たり 30万円

4 申請受付期間 令和3年2月3日(水)から 令和3年2月10日(水)17時(必着)まで

5 補助金の交付申請方法

補助金の交付を受けようとする団体は、下記の申請書類に必要事項を記入の上、福岡市役所市民局市民公益活動推進課に郵送またはメールにより提出してください。
※メールの場合は、①福岡市NPO活動推進補助金交付申請書（様式第1号）は写しを送付いただき、原本は、2月15日(月)必着 までに郵送してください。

各様式は、福岡市ホームページから【特別募集用】をダウンロードしてください。
記載例を掲示していますので、確認しながら記入してください。

(https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/koeki/life/asuminnyumefando/npohojyokinbosyu2020_3_3_2.html)

※申請書等の提出書類には、消せるペンや鉛筆、修正液、砂消しの使用はできませんので、ご注意ください。

【申請書類】

- ①福岡市NPO活動推進補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（関係書類（1））
- ③事業収支計画書（関係書類（2））
- ④事業スケジュール（関係書類（3））
- ⑤団体の概要書（関係書類（4））
- ⑥役員名簿（関係書類（5））
所轄庁（福岡市）に最新の役員名簿を提出している場合は、省略できます。
省略希望の場合は、「（様式第1号）福岡市NPO活動推進補助金交付申請書」3関係書類（5）役員名簿 同意書チェック欄にレ点を記入してください。
- ⑦（所轄庁が福岡市以外の団体のみ）
定款、NPO法第29条に規定する事業報告書等（直近のもの）
- ⑧その他（必要に応じ、団体の概要や事業を説明する資料など）

6 補助金の交付決定方法

2月中旬に、評価委員会において事業ヒアリングを実施し、福岡市NPO活動推進補助金事業評価委員会の評価結果を参考に、福岡市が補助金の交付先・額等を決定します。

（参考）事業ヒアリング 申請事業の説明（3分程度）、質疑応答（7分程度）

●評価のポイント

①必要性	新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な困難に直面する人・団体を支援する緊急性が高い事業である。（市や国の施策との関係性を含む）。
②専門性	地域性、独創性、迅速性、専門性など、NPO活動としての特性が活かされている。
③現実性	事業計画、資金計画、スケジュール等が明確であり、客観性、現実性がある。
④公開性	事業運営の公開性、透明性が高い。
⑤自立性	自己努力による資金確保に努めている。
⑥発展性	補助金を受けることで事業が進展する。

※事業ヒアリングの日程、要領等は、補助申請団体に対して別途通知します。

7 補助金の交付について

交付が決定した補助金は、補助事業終了後、団体からの実績報告に基づき補助金額の確定を行った上で交付します。(完了払い)

ただし、事業実施の資金計画上、先に補助金の交付を受けて事業実施する必要があると認められる場合は、補助金を事前交付します。(前払い)

8 補助事業終了後の手続きについて

補助金の交付を受けた団体には、事業終了後、実績報告書等の提出とともに、翌年度に開催する事業報告会において報告を行っていただく予定です。(令和3年4月下旬頃)

なお、報告いただいた事業内容については、福岡市ホームページにて公表します。

【提出書類】

- ①福岡市NPO活動推進補助金実績報告書(様式第7号)
- ②事業収支計算書
- ③補助事業報告書
- ④事業実施状況
- ⑤出納簿
- ⑥領収書等の写し
- ⑦その他(必要に応じ、活動状況を示す写真、パンフレット、成果物等)

9 問い合わせ・提出先

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号(福岡市役所 7階)

電話：092-711-4283

FAX：092-733-5768

E-mail：koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp